などを相手取り、総額46 者の女性4人が代表と教団 を受けたなどとして、元信 セクシャル。ハラスメント

地裁であった。

山田明裁判

た訴訟の判決が27日、 20万円の損害賠償を求め

東京

会」の代表の男性(65)から

宗教法人「小牧者訓練

宗教法 代表がセクハラ

ず、驚いている。非常に残

が出るとは予想しておら の弁護人は「こういう判決 てくれた」と評価。教団側 きわめて公正な判断を下し

控訴する方針を示した。 たと思っている」と話し 念で、不当な判決がなされ

代表はつくば市内の教会

東京地裁判決 行為の 部認定

判決では、 内容がおおむね認定され あった」などとし、行為の 求を拒絶できない条件に 「被害者らは要

> 地裁土浦支部は11年5月、 えたとして、10年に準強姦で女性信者に性的暴行を加 容疑で逮捕されたが、水戸

ない」などとして、 「被害者の供述は信用でき

決を言い渡していた。

から複数回にわたって、 年7月に東京地裁に提訴。 されたりしたとして、 浦市内にある代表の家や 下半身を触られたり、キス つくば市のチャペルなどで 4人は2000年4月 じた。

元信者の支援団体による

1540万円の支払いを命 行為の一部を認定し、 長は、代表によるセクハラ

総額

としての教団のあり方が弾気のでは、一元信者側は「判決は組織

然されたことを意味する。